

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
1	2	1	3.						方針2文化・芸術活動の拠点の整備	本事業実施にあたり市がPFI事業者に期待する基本的な方針として、方針2が示されています。市民文化センターを中心に市民の文化・芸術活動の拠点を旨すとありますが、下表の「使い方・使われ方」「必要な機能等」について新市民体育館においても期待される内容との理解で宜しいでしょうか。	新市民体育館に限定して期待しているのではなく、図表1-4-1(P4)に示す計画地に市民文化センターを加えた区域全体で実現を期待する内容です。
2	3	1	3.						方針5	災害時の避難地、避難所等とありますが、本施設での収容人数は何人くらいを想定しているのでしょうか。	沼津市地域防災計画(資料編,平成28年度修正)において、避難地の圏域内人口を10,301人としており、同圏域の避難所は新市民体育館と第四小学校としています。
3	4	1	4.	(1)					事業対象	事業対象の現況図のCADデータを提供いただけないでしょうか。	現況平面図のCADデータについては、2017年9月12日から提供しておりますので、香陵公園周辺整備室にご連絡ください。ファイル形式(jww、sxf、dxf、dwg)にて提供可能です。 URL: https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/office/ichiran/toshikei/kouryou/kasen_teikyo.htm
4	4	1	4.	(2)					業務範囲	今回の計画地全体の範囲について、過去に既存建物があつたかどうか、撤去が必要な基礎または杭などが残置されているか否かについてご教授いただけますでしょうか。	要求水準書(案)P18「(図表3-2-2)計画地のエリア構成」に示すエリア1については、旧香貫立体駐車場及び旧商工会議所がありました。解体時に杭を含み撤去済となっています。エリア3については、建物があつた記録はありません。
5	5	1	4.	(2)					業務範囲	既存施設の中でPFI事業者が統括管理を行う施設がありますが、要求水準に示されている統括管理業務のうち、具体的にどの業務を行うことを想定されていますでしょうか。	「(1) 統括マネジメント業務」のうち「(4) その他必要な業務」が該当します。 設計・建設期間中の工事車両の通行や動線の確保、大会開催時の駐車場運営の配慮等を想定しています。
6	5	1	4.	(3)					既存施設の引渡時期	10/22の説明会に使用された既存施設の引渡範囲を色分け図示した資料を公表いただけませんか。18P掲載の計画地のエリア構成(図表3-2-2)とも範囲が異なるようでしたので、検討用に公表を希望いたします。	回答資料1をご参照ください。
7	5	1	4.	(3)					既存施設の引渡時期	既存施設の引渡しとありますが、これは所有権の引渡しでは無いという解釈で宜しかったでしょうか。	ご理解の通りです。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
8	6	1	4.	(4)	1)	①			新駐車場(平面部・立体部)	「①新駐車場(平面部・立体部)」とありますが、正しくは「①新駐車場(立体部)」と読み替えて宜しいでしょうか。	原案の通りとします。
9	6	1	4.	(4)	1)	①			新駐車場(平面部・立体部)	要求水準以上の駐車台数を整備する場合、要求水準を超える台数に該当する駐車場の供用開始時期は事業者提案でよろしいでしょうか。	当該駐車場部分の所有形態(事業用定期借地等で民間事業者が所有する場合など)により異なります。詳細をご提示のうえ、事業者対話または入札公告後の質問受付時に照会ください。
10	6	1	4.	(4)	1)	①	a		新駐車場(平面部・立体部)	「a 新駐車場(平面部・立体部)の設計・・・」とありますが、正しくは「a 新駐車場(立体部)の設計・・・」と読み替えて宜しいでしょうか。	原案の通りとします。
11	6	1	4.	(4)	1)	①	b		新駐車場(平面部・立体部)	引渡予定日は2020年12月末日まで(提案による)とあります。新体育館に立体駐車場を組み込まない場合でも、引渡予定日は事業者の提案によることで宜しいでしょうか。また、引渡予定日を2020年12月末日より早めることは貴市として希望されていますでしょうか。	新市民体育館と新駐車場(立体部)を別棟で建設する場合の引渡日は事業者提案でかまいません。引渡日を早めることについては求めておりません。
12	6	1	4.	(4)	1)	②			図表1-4-5 新市民体育館に関する日程	新市民体育館の開業準備期間は事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。また、開業日に関する指定はございますか。	開業準備期間についてはご理解の通りです。開業日は、供用開始日以前で事業者提案の日程で構いません。
13	6	1	4.	(4)	1)	③			既存施設の解体	既存施設(旧香陵運動場管理棟)の残置物について、保存、移設、再利用などの考慮は不要と捉えてよろしいでしょうか。	保存、移設、再利用の考慮は不要です。
14	7	1	4.	(4)	2)	①			既存施設の解体	既存施設(香陵武道場、勤労者体育センター、勤労青少年ホーム)の残置物について、保存、移設、再利用などの考慮は不要と捉えてよろしいでしょうか。	器具備品等について一部移設するものがあります。詳細は、入札公告時に示します。
15	7	1	4	(4)	2)	②	a		新駐車場(平面部)	新駐車場(平面部)で整備に必要な最低駐車台数がありましたらご教授いただけますでしょうか。	平面部での最低駐車台数の設定はありません。立体部、平面部合わせて一般車650台及び公用車81台を確保してください。また、市民文化センター資機材搬入車両用(10t車)4台を確保してください。
16	14	2	2.	(1)	4)	①	b		連絡協議会の開催	およその頻度はどの程度を想定されていますでしょうか？	定例的には月に1回を想定しています。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
17	15	2	2.	(1)	4)	①	d		会議等の出席	およその頻度はどの程度を想定されていますでしょうか？また考えられる内容がありましたらご教授ください。	市のモニタリングにおける事業者ヒアリングや指定管理者に対するモニタリングを想定しています。回数は未定です。
18	15	2	2.	(1)	5)				市主催事業への協力	およその頻度はどの程度を想定されていますでしょうか？また考えられる内容がありましたらご教授ください。	避難所の開設については、「沼津市地域防災計画(資料編)P41 災害時の職員配備体制基準」を参考にしてください。 選挙に関することは、公職選挙法(昭和25年 法律第100号)のほか、関係法令によります。 大規模大会等については、「別紙9-3-1」をご参照ください。
19	15	2	2.	(1)	5)				市主催事業等への協力	市等が実施する大規模大会の開催時における施設の運営業務や…中略…協力することとありますが、市等の等とは過去にどのような団体が実施する事業を想定されているのでしょうか。又、過去にどのような内容のものが、いつ頃実施されたのかが分かる資料を開示いただけますでしょうか。	「別紙9-3-1」をご参照ください。
20	17	3	2.	(1)					計画地の概要	新体育館と文化センターの敷地は別々だと思われます。申請上の境界線をご教示いただけますでしょうか。	要求水準書(案) P18「(図表3-2-2)計画地のエリア構成」に示すエリア4が市民文化センターの敷地となります。 新市民体育館敷地と市民文化センター敷地との境界は、エリア3とエリア4の破線です。
21	18	3	2.	(1)					日影規制	近隣商業の日影時間を教えて下さい。	計画地の近隣商業地域内に生じる日影についての規制はありませんが、近隣商業地域内に建築した高さ10m以上の建築物が隣接する第一種住居地域に日影を生じる場合は、4時間2.5時間(4m)の規制がかかります。
22	18	3	2.	(1)					河川の取扱い	西エリアのエリア2の河川面積は敷地面積に算入して宜しいでしょうか。	建築敷地の面積に含むことはできません。
23	18	3	2.	(1)					計画地の概要	西側エリア、東側エリアの範囲(面積)は固定されたものと考えてよろしいでしょうか。	面積については、CAD上の求積によるため目安となります。
24	18	3	2.	(1)					計画地のエリア構成	建築確認申請に関連して建築物の敷地設定は、業務要求水準書P18,エリア設定に従い、以下の様に考えてよろしいでしょうか。市の考え方がありましたら、ご提示願います。 立体駐車場-エリア1、新体育館-エリア3、文化センター-エリア4、その他建築物-エリア5～8	西エリアに新駐車場(平面部・立体部)と新市民体育館を整備すること、東エリアのエリア4が市民文化センター敷地、エリア8が第3分団敷地であることは決まっていますが、必ずしも新駐車場(立体部)はエリア1、新市民体育館はエリア3に建築しなければならないということではありません。また、その他の建築物をエリア1、3に建築してはいけないということではありません。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
25	18	3	2.	(1)					計画地の概要	エリア1からエリア8はすべて沼津市所有地と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
26	18	3	2.	(1)					計画地の概要	建築基準法上の敷地は、エリア1、エリア2、エリア3に分割されると考えてよろしいでしょうか。	エリア1、エリア3にそれぞれ建築物を建築する場合は、エリア1、エリア3がそれぞれ建築敷地となります。エリア2は河川区域となりますので、建築敷地にはなりません。
27	19	3	2	(2)	2)		a		河川付替え状況	付替前の河川構造物はどの範囲が撤去の対象となるのか分かる資料を開示いただけますでしょうか。	回答資料2をご参照ください。
28	19	3	2.	(2)	2)		a		河川付替え状況	市が2018年度に一部先行施工する範囲をご教示ください。	H30.10.31付けにて市ホームページに今年度の河川工事箇所についての資料を掲載していますのでそちらをご覧ください。(別紙3-2-2) URL: https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/office/ichiran/toshikei/kouryou/3-2-2_kouhyo.htm
29	19	3	2.	(2)	2)		a		河川付替え状況	PFI事業者が撤去する河川構造物をご教示ください。	質問No.27の回答をご参照ください。
30	19	3	2.	(2)	2)		a		河川付替え状況	「PFI事業者が河川構造物を撤去した後、市が地目変更を行う」とありますが、河川構造物の撤去前に、確認申請書を提出することが出来るものものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、確認申請の際、河川付替え工事により機能がなくなった撤去前の河川構造物の取り扱いについては、市まちづくり指導課と市河川課との協議が必要となります。
31	19	3	2.	(2)	3)		a		土地利用に関する手続き	提出済みの「沼津市土地利用事業指導要綱」に基づく「土地利用に関する審議依頼」は、閲覧若しくはコピーの入手が可能でしょうか。	沼津市情報公開条例に基づき、開示請求してください。
32	19	3	2.	(2)	3)		c		土地利用に関する手続き	「形質の変更」とは、「都市計画法 静岡県開発行為等の手引き」に解されている「形質の変更」と同じ運用と捉えてよろしいでしょうか。	形質の変更については、開発行為としてとらえる基準が「都市計画法 静岡県開発行為等の手引き」と異なります。詳細につきましては、市まちづくり指導課と協議してください。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
33	19	3	2.	(2)	3)		a,	c		外構等の工事内容やその程度にもよりますが、都市計画法に基づく開発手続きは必要でしょうか。	エリア1、3の新駐車場,新体育館とは別の1,000㎡以上の敷地に自由提案施設等の建築行為を前提に、公共施設の新設,改廃を伴う区画・形質の変更を生じる行為がある場合は、開発許可が必要となります。 エリア5、6、7において、1,000㎡以上の敷地に自由提案施設等の建築行為を前提に、公共施設の新設,改廃を伴う区画・形質の変更を生じる行為がある場合は、開発許可が必要となります。詳細については、市まちづくり指導課と協議して下さい。
34	19	3	2.	(2)	4)		a		新駐車場(平面部・立体部)出入口協議状況	別紙3-2-3に図示の位置に乗入れを移設する場合は道路管理者等との再協議が不要との理解で宜しいでしょうか。	協議は不要となりますが、工事の際には道路管理者(静岡県)に道路工事承認申請が必要となります。
35	19	3	2.	(2)	4)		b		新駐車場(平面部・立体部)出入口協議状況	「国道414号線に新たに出入口を設置する場合は」とありますが、新立体駐車場の出入口以外に別の車両出入口を新設することは可能でしょうか。	別の場所に車両出入口を設置することは想定していませんが、周辺住民、道路管理者及び所轄警察署の了解が得られる場合は可能と考えます。
36	19	3	2.	(2)	4)		b		新駐車場(平面部・立体部)出入口協議状況	車両出入口の設置個所を提案により変更する場合、道路管理者(静岡県沼津土木事務所)、所轄警察署(沼津警察署)及び河川管理者(市河川課)との協議は事前を実施することは可能でしょうか。不可の場合、実施可能時期をご教示ください。	事前に協議することは可能です。
37	19	3	2.	(2)	4)		b		新駐車場出入口協議	車両出入口設置の変更協議はいつから協議できるのでしょうか。	直ちに実施して頂いてかまいません。
38	20	3	2.	(2)	7)		a		インフラ給水	別紙3-2-6の上水道現況図で、敷地内に4箇所の引込があるように読み取れます。配管利用可能か、および撤去必要性の検討のため、引込サイズと、供給先が分かる資料をご開示いただけますでしょうか。	計画地内に引込は6箇所あります。そのうちエリア3の引込は防火水槽専用です。引込サイズ等が分かる資料については、市水道サービス課で閲覧してください。
39	21	3	3.	(1)			c		複合用途	「別表第1(1)項」「観覧場」及び(3)項「体育館その他」との複合用途とありますが、具体的なエリア区分があれば、ご教授いただけますでしょうか。	エリア区分は事業者の提案によります。
40	21	3	3.	(1)					新市民体育館	館内はすべて禁煙との認識で宜しいでしょうか。喫煙ルームを設ける必要はございますでしょうか。	館内はすべて禁煙とします。喫煙ルームは不要です。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
41	21	3	3.	(1)			a		新市民体育館	「延床面積12,900㎡未満」の下限値をご教示ください。	延床面積の下限値はありません。
42	21	3	3.	(1)			a		新市民体育館	新市民体育館の一部に駐車場若しくは駐輪場を設置した場合、延床面積12,900㎡に駐車場・駐輪場の部分は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	駐車場・駐輪場部分は含まれないと考えておりますが、例えば、1階の駐車場から2階の体育館へ上がる階段やエレベーター、ホール等の共用部分は、算入されると考えております。
43	21	3	3.	(1)			a		新市民体育館	新市民体育館の一部にピロティを設置した場合、延床面積12,900㎡にピロティの部分は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	ピロティに屋内的用途が発生し、床面積に算入される場合、その用途によっては、含まれる場合があると考えております。
44	22	3	3.	(2)			a		新駐車場(平面部・立体部)	新市民体育館と新駐車場(立体部)は、建築基準法上、不可分と考えてよろしいでしょうか。	新駐車場(立体部)は、市役所利用者も利用する駐車場であるため、可分となりますので、新市民体育館と別棟の場合は建築敷地を分ける必要があります。
45	22	3	3.	(2)			b			必要な駐車台数の総数は一般車650台、公用車81台、文化センターへの資機材搬入車両用4台(10t車)の735台でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
46	22	3	3.	(2)			b			「平面部」「駐車場としての機能確保に加え、他の目的でも利用が可能～」と記載がありますが、他の目的とは具体的にどのような事を想定されておりますでしょうか。	「香陵公園周辺整備基本計画」整備イメージ図を参考にして下さい。
47	23	3	3.	(3)			c		外構	整備する2,000㎡以上の広場空間について、公園としての位置付け(街区公園?)の有無について、お教えください。	都市計画法や都市公園法に基づくものではありません。
48	23	3	3.	(3)			e		外構 駐輪場	仮設と本設の割合想定がありますでしょうか。また仮設とは工事中の仮設と考えてよろしいでしょうか。	仮設と本設の割合については、事業者の提案によります。仮設は、大会やイベント時における臨時駐輪場になります。
49	23	3	3.	(3)			e		外構	自転車と自動二輪の割合想定がありますでしょうか。	事業者の提案によります。
50	23	3	3.	(3)			e		駐輪スペース	“駐輪スペースを仮設を含め400台程度”との記述が御座いますが、ここで言う仮設とは「イベント時の臨時の駐車スペース」との理解で宜しいでしょうか。また、常時確保する駐輪台数の目安が御座いましたらご教示下さい。	前段は、ご理解の通りです。常設の駐輪台数については、事業者の提案によります。
51	23	3	3.	(3)			e		外構	駐輪場について仮設を含めて400台程度とございますが、通常時(仮設時以外)の想定利用台数はございますでしょうか。	質問No.50の回答をご参照ください。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
52	23	3	4.	(2)					緑化計画	今回の事業対象地全体に対する緑化率や緑地面積の下限値がありますでしょうか。	西エリアは「沼津市土地利用事業指導要綱」に基づく、土地利用に関する審議依頼の対象となっているため、緑化率の下限値は10%です。東エリアについては、提案による計画が、都市計画法第29条の開発許可及び同要綱に基づく土地利用に関する審議依頼の対象となる場合は、緑化率の下限値は10%です。詳細は、「沼津市開発許可指導技術基準」を参照ください。
53	23	3	4.	(2)			a		緑化計画	植栽等の基準は、沼津市開発許可指導技術基準における「植栽整備基準」が適用されるのでしょうか。	西エリアは「沼津市土地利用事業指導要綱」に基づく、土地利用に関する審議依頼の対象となっているため、「沼津市開発許可指導技術基準」における「植栽整備基準」が適用されます。東エリアについては、提案による計画が、都市計画法第29条の開発許可及び同要綱に基づく土地利用に関する審議依頼の対象となる場合は、同植栽整備基準が適用されます。詳細については、市まちづくり指導課と協議して下さい。
54	24	3	4.	(3)			f		安全・防災・防犯計画	“新市民体育館は避難所とするため周辺地盤との高低差を鑑み、大雨等による浸水・灌水対策等を考慮した計画”と記載されていますが、業務要求水準書(案)p27、新市民体育館建築計画(3)諸室計画①メインアリーナ、dに“避難所として使用するために、洪水時に支障が無い位置に配置すること”と記載されています。別紙3-2-9の狩野川洪水浸水想定区域図において、洪水時の水位TP+6.52より上方にメインアリーナの床高さを設定するものと考えて宜しいでしょうか。	P27に関しては、ご理解の通りです。P24「新市民体育館は避難所とするため～」に関しては、大規模な洪水に限らず、大雨等による浸水を考慮して、地盤面や出入口等を計画することを求めています。
55	24	3	4.	(3)			f			計画地は狩野川洪水浸水想定区域に入っており、大雨による災害時の避難所としては不相当とも思われますが、新市民体育館を大雨による災害時の避難所として使うケースを想定する必要がありますでしょうか。	新市民体育館を大雨による災害時の避難所として使う可能性があります。
56	27	3	5.	(2)	3)	①	c		メインアリーナ	新市民体育館建築計画(3)諸室計画①メインアリーナ、c(あるいは⑥サブアリーナ、c)の天井高は、gに記載される競技種目・新体操等の必要天井高さに関わりなく、12.5m有れば問題ないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
57	27	3	5.	(2)	3)	②	c		メインアリーナ観覧席	四方の階段はアリーナ面に直接降りるのではなく、避難階段と兼用することも可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
58	27	3	5.	(2)	3)	①	d		メインアリーナ	洪水時支障のない位置とは別紙3-2-9からTP.6.52と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
59	27	3	5.	(2)	3)	①	j		メインアリーナ	障害者スポーツの練習、大会に対応すると考えて宜しいでしょうか。また、その場合、想定される障害者スポーツが御座いましたらご教示下さい。	障害者スポーツの主に練習・レクリエーションを想定しております。種目を特定することなく、障害を持つ方にも、広くスポーツに親しんで頂ける施設とします。
60	27	3	5.	(2)	3)	①	i		諸室計画	床下金具の設置が求められているが、別紙5-2-2「器具备品一覧」には体操競技備品の記載がありません。体操競技備品に関しては大会主催側が用意するという理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
61	28	1	5.	(2)	3)	⑥			競技種目	サブアリーナでの競技種目は、事業者の追加提案は可能でしょうか。	追加提案は可能です。
62	28	3	5.	(2)	3)	⑦	b		武道場	道場を一行で配置することは必須と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
63	28	3	5.	(2)	3)	⑦	b		武道場	観客席の部分には柱を設置することは可能と考えてよろしいでしょうか。	60m×18.5mの部分は無柱空間としてください。そのうえで、観客席の部分に柱を設ける場合は視野に配慮してください。
64	29	3	5.	(2)	3)	⑦	k		武道場	観客席100席程度とは別紙3-5-2、武道場のコート配置図に示される観覧スペースと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
65	29	3	5.	(2)	3)	⑦	l		諸室計画	現沼津市民体育館で、連盟や団体に倉庫を貸出している、または荷物の保管を許可している場合があります。ありましたらお示しください。	現市民体育館では、荷物の保管を認めている場合があります。新市民体育館では、貸し出すことができる備品や教室で使用する備品は保管を認め、それ以外は有料で保管することを想定しています。
66	29	3	5.	(2)	3)	⑧	f		諸室計画	現沼津市民体育館で、連盟や団体に倉庫を貸出している、または荷物の保管を許可している場合があります。ありましたらお示しください。	質問No.65の回答をご参照ください。
67	29	3	5.	(2)	3)	⑨			諸室計画	別紙9-3-2記載のフィットネススタジオの利用について民間利用が全て優先という理解でよいですか。	ご理解の通りです。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
68	30	3	5.	(2)	3)	⑪			トレーニング室	フリーウエイトトレーニングはどのレベル(Kg・器具等)まで対応できるスペースが想定されますか。	現施設のレイアウトを参考に事業者にて提案してください。 回答資料3をご参照ください。
69	30	3	5.	(2)	3)	⑫			健康・体力相談室	健康・体力相談の内容は提案事項と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
70	30	3	5.	(2)	3)	⑭			諸室計画	子ども体育室(キッズルーム)の設置は、いわゆる児童福祉法上の保育所機能の想定ではなく、保育士の常駐しない、子どもの運動室機能を想定しているとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
71	30	3	5.	(2)	3)	⑮	b		エントランスホール	b.仮設店舗設置に際して、特殊な設備等を予め想定しておく必要はございますでしょうか。	電源を確保してください。特殊な設備は事業者の提案によります。
72	34	3	5.	(2)	5)	②	e	(b)	自家用電源設備	重要負荷に電源を供給できることとなっておりますが、能力によりかなりの開きがあり、また、連続可動させるとなるとその燃料タンクの大きさも決める必要があります。期待する発電機の大きさをご指示いただけますか。	b電灯、コンセント設備、e自家発電設備、別紙3-5-1をもとに、事業者の判断で提案してください。
73	35	3	5.	(2)	5)	②	g	(e)	情報通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi設備と別紙3-5-1記載の電気設備の「LAN設備」の違い(があれば)教えてください。 ・Wi-Fiは公衆Wi-Fi専用、LAN設備は運用事業者が業務で使う設備、と考えればよろしいでしょうか。その場合の、Wi-Fi設置場所についてもご開示いただけますでしょうか。 ・また公衆Wi-Fiに接続するインターネット回線の物理・論理設計も実施すると考えてよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙3-5-1の「LAN設備」はLAN端子を示していません。 ・Wi-Fiは一般利用者用、LAN設備は運営事業者用を想定しています。また、Wi-Fiは災害時にも無料で利用できる設備として想定しています。Wi-Fi設置場所は以上を踏まえて提案してください。 ・Wi-Fiに接続するインターネット回線の物理・論理設計もPFI事業者が行ってください。
74	35	3	5.	(2)	5)	②	g	(e)	Wi-Fi設備	利用可能な範囲は館内全域でしょうか。	Wi-Fi設置場所は災害時の利用も想定し、提案してください。
75	35	3	5.	(2)	5)	②	g	(e)	情報通信設備	Wi-Fi設備を設置することで通信が利用できる範囲は、新市民体育館内という認識でよろしいでしょうか。	質問No.74の回答をご参照ください。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
76	35	3	5.	(2)	5)	②	g	(f)	情報通信設備	市の予約システムが設置できる環境とは、インターネットに接続可能なLAN環境と考えてよろしいでしょうか。	「市の予約システム」とは、新市民体育館のために整備する施設予約システム(仮称)を指しております。要求水準書(案)P62「第7 2.(1) 4) 予約システム整備業務」に示してある事項を実施できる環境を整備してください。
77	35	3	5.	(2)	5)	②	i		映像・音響施設	“大型映像装置の設置できるように”との記載がありますが、設置場所や大きさ、重量、数量等、かなりの幅があります。設定を具体的に明示頂けないでしょうか。	Vリーグなどの興行で使用する大型映像装置を想定しています。詳細は事業者の提案によります。
78	35	3	5.	(2)	5)	②	i	(a)	映像・音響施設	大型映像装置はアリーナのどの場所に設置できるようにすれば良いのですか。	質問No.77の回答をご参照ください。
79	35	3	5.	(2)	5)	②	i	(a)	映像・音響設備	大型映像装置を設置できるためのスペース及び電源を整備すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
80	38	3	6	(2)	1)	②	a	(a)	新駐車場規模	一般車両の駐車台数は650台とうたわれていますが、大会などで乗り込んでくる大型バスの駐車場を敷地内にとる必要はありますか。	大型車の駐車スペースの設置については事業者による提案とします。
81	38	3	6.	(2)	1)	②	a	(a)	駐車台数	一般車用の駐車場の平面部と立体部それぞれの確保台数の規定がありましたらご教示ください。	規定はありません。
82	38	3	6.	(2)	1)	②	a	(a)	駐車台数	一般車用の駐車場において、小型自動車(駐車区画2.3m×5m)及び軽自動車の専用区画を設けてよろしいでしょうか。	事業者による提案とします。
83	38	3	6.	(2)	1)	②	a	(a)	駐車台数	小型自動車及び軽自動車専用区画を設けて良い場合、要求台数のうち数と考えてよろしいでしょうか。また、その場合、駐車台数の合計に対する比率の規定はありますか。	前段については、ご理解の通りです。後段については、事業者による提案とします。
84	38	3	6.	(2)	1)	②	a	(b)	駐車台数	公用車の駐車場の普通車及び軽自動車の1台あたりの駐車区画寸法の規定がありましたらご教示ください。	「駐車場設計・施工指針」及び「沼津市開発許可指導技術基準」等を参照ください。
85	38	3	6.	(2)	1)	②	a	(b)	駐車台数	公用車のマイクロバスの想定寸法(幅、長さ、高さ)をご教示ください。	現在の公用車マイクロバスの寸法は、長さ699cm、幅203cm、高さ275cmとなります。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
86	38	3	6.	(2)	1)	②	a	(d)	駐車台数	市民文化センターへの資機材搬出入車両である普通貨物自動車10tの想定寸法(幅、長さ、高さ)をご教示ください。	大型トラック(10t車)の車両諸元は、全長12,000mm以内、全幅2,500mm以内、全高3,800mm以内、最大積載量6,500kg以上、車両重量11,000kg以上となります。
87	38	3	6.	(2)	1)	③	a	(d)	一般車の出入口の位置	「市道0242号線への出入口は原則設けてはならない」とありますが、出入口を設けても良い場合があります。ご教授ください。	市道0242号線と香貫駐車場の間にある歩道は、市民文化センターへのメイン通路となっています。この歩道は、市道0242号線と香貫駐車場敷地より高い地盤高となっています。また、高木の既存樹木が密集している状況です。事業者の提案により市道0242号線へ出入口を設置する場合、高低差の解消、市民文化センターへの安全な動線の確保や既存樹木の活用ができ、出入口設置における周辺交通影響に支障がないことなど道路管理者等の承諾が得られる場合は、設置可能と考えます。
88	38	3	6.	(2)	1)	③	a	(e)	車両の出入口の位置	工作物(車線分離標等)は今回の計画地外への設置になりますが、この工作物をPFI事業者が管理することになるのでしょうか。また、所有権につきましては貴市のものになるとの認識で宜しいでしょうか。仮にPFI事業者の所有であれば道路占用料等の有無、占用料の負担者についてご教授いただけますでしょうか。	工作物(車線分離標等)は、PFI事業者が設置・管理することになります。所有権は市になるものと考えます。道路管理者との協議では、道路占用許可を申請することになっており、道路占用料については道路管理者(静岡県)に確認してください。
89	38	3	6.	(2)	1)	②	a	(f)	新駐車場規模	新体育館建設中、一般車用の駐車場を200台確保することになっていますが、あまりの分は工事に借りることはできますか。無償ですか。	供用開始された新駐車場の駐車場には、原則工事用の車両は駐車できないものとします。
90	38	3	6.	(2)	1)	②	a	(f)	駐車台数	建設中の一般車および公用車の必要駐車台数について記載がありますが、既存の香貫駐車場の乗入れを付け替え、利用することで確保可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
91	39	3	6.	(2)	1)	②	a	(f)	駐車台数	新駐車場建設中に確保する駐車場の出入口の位置は、指定位置に加え、一般車用を県道側から、公用車用を国道側からとすることも可能でしょうか。	新駐車場建設時の一般車用及び公用車用の出入口は、国道414号の道路管理者協議済の位置を想定しています。なお、上記以外の出入口を制限することはありませんが、他の出入口設置には、道路管理者等との協議が必要となります。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
92	39	3	6.	(2)	1)	②	a	(f)	駐車台数	新市民体育館建設中に確保する駐車場の出入口の位置は、指定位置に加え、一般車用を県道側から、公用車用を国道側からとすることも可能でしょうか。	新市民体育館建設時の一般車用の出入口は、国道414号の道路管理者協議済の位置、公用車用の出入口は県道原木沼津線からを想定しています。なお、上記以外の出入口を制限することはありませんが、他の出入口設置には、道路管理者等との協議が必要となります。
93	40	3	6.	(2)	1)	⑧	a		防犯設備	監視モニターは新駐車場内に設置し、新市民体育館とは別の監視システムとする、との理解でよろしいでしょうか。	監視システムについては、事業者の提案によります。
94	40	3	6.	(2)	3)				新駐車場(立体部)計画	新駐車場(立体部)の入庫車両の高さ制限がございましたらご教示ください。	事業者による提案とします。
95	41	3	6.	(2)	3)	①	g		物資輸送車両	物資輸送車両は新駐車場(立体部)内へは進入せず、横付けするとの解釈で宜しいでしょうか。また横付け箇所は何箇所必要でしょうか。	前段については、ご理解の通りです。後段については、事業者による提案とします。
96	41	3	6.	(2)	3)	④	c		フォークリフト	フォークリフトの駐車スペースは必要ですか。	不要です。
97	41	3	6.	(2)	3)	④	d		普通貨物自動車	普通貨物自動車(新駐車場(立体部)内へ進入するのでしょうか。	進入することは想定していません。
98	41	3	6.	(2)	3)	④	d		構造計画	物資輸送車両(普通貨物自動車(6.5t積以下))の想定寸法(幅、長さ、高さ)をご教示ください。	物資輸送車両については、中型トラック(4t車)を想定しています。中型トラックの車両諸元は、全長12,000mm以内、全幅2,500mm以内、全高3,800mm以内、最大積載量6,500kg以内、車両重量11,000kg以内となります。
99	41	3	6.	(2)	3)	④	d		構造計画	物資輸送車両(普通貨物自動車(6.5t積以下))の荷卸し時の必要高さをご教示ください。	荷卸し時の必要高さの考慮は不要です。
100	42	3	6.	(2)	4)	①			駐車マス	駐車マス寸法(公用車含む)の要求水準はないのでしょうか。	質問No.84の回答をご参照ください。
101	44	2	7.	(2)	1)				広場空間	一団の2,000㎡以上の広場空間を整備することとありますが、現時点ではどのような利用を想定されていますでしょうか。	「沼津市都市計画マスタープラン」、「沼津市緑の基本計画」、「香陵公園周辺整備基本計画」を踏まえ、さらに事業者の創意工夫に期待します。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
102	44	3	7.	(2)	1)		a		広場空間	広場空間(2000㎡)として面積算入できる要件をご教示ください。 (広場の形状、仕上げの種類、樹木・植栽の可否、遊歩道の可否など)	「まとまった広場空間」とは、要求水準書(案)P1「3.本事業実施にあたり市がPFI事業者に期待する基本的な方針」を踏まえたうえで、事業者が提案する使い方や使われ方が妨げられることなく効果的に実現が可能で、かつ機能発揮がされる連続した土地を想定しています。
103	44	3	7.	(2)	4)		a		河川	「上流部の河川工事」の内容についてご開示いただけますでしょうか。	上流部の河川工事については、事業者による提案とします。
104	44	3	7.	(2)	4)		a		河川	河川(ボックスカルバート)の上部に舗装、緑地等を設ける場合、河川の占有許可の取得が必要と考えてよろしいでしょうか。	河川占有許可は不要となりますが、事前協議は必要となります。
105	44	3	7.	(2)	4)		a		河川	河川(ボックスカルバート)の上部に舗装、緑地等の河川の占有許可の取得が必要な場合、河川の占有料は発生しないものと考えてよろしいでしょうか。	河川の占有許可は不要であり、占有料は発生しません。
106	44	3	7.	(2)	4)		a		河川	PFI事業者が行う上流部の河川工事の想定内容をご教示ください。	質問No.103の回答をご参照ください。
107	44	3	7.	(2)	4)		a		河川	計画内容に応じ、河川付替え位置から上流部の既存河川(水路)について、床板等を架け、車両通行等の利用を図る場合、構造上可能でしょうか。	既存河川構造物は、上部に車両の通行を想定したものではありません。提案により上部を使用する場合は、市河川課と協議してください。
108	44	3	7.	(2)	5)		b		敷地内給排水	「雨水流出抑制対策として調整池を設置すること」と明記されていますが、雨水流出抑制基準が満たされる機能が備わっていれば、浸透・保水機能をもつ緑地帯などのグリーンインフラ又は建築内の雨水貯留槽にて読み替えが可能でしょうか。	兼用調整池は可能ですが、詳細については市河川課と協議してください。
109	44	3	7.	(2)	5)		b		敷地内給排水設備	調整池の設置は、西側エリアと東側エリアの両エリアに必要でしょうか。	西エリアは「沼津市土地利用事業指導要綱」に基づく、土地利用に関する審議依頼の対象となっているため、設置が必要です。東エリアについては、提案による計画が、都市計画法第29条の開発許可及び同要綱に基づく土地利用に関する審議依頼の対象となる場合は、設置が必要となります。詳細については、市まちづくり指導課と協議して下さい。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
110	44	3	7.	(2)	5)		b		敷地内給排水設備	調整池を設置した場合、その放流先河川(水路)として、事業エリアの北側及び東側を流れる既存水路の利用は可能としてよろしいでしょうか。また、必要とされている流下能力は有しているとしてよろしいでしょうか。	既存河川の利用は可能ですが、流下能力の検討は必要となります。
111	44	3	7.	(2)	5)		b		敷地内給排水設備	西側エリア、東側エリアの現状の排水系統等をお教えてください。	回答資料4をご参照ください。
112	44	3	7.	(2)	5)		b		敷地内給排水設備	調整池から流末河川へ放流する場合、一般的には自然流下が望ましいものとされていますが、強制排水も可能でしょうか。	一般的には自然流下としますが、市河川課との協議によります。
113	44	3	7.	(2)	6)		b		浄化槽	浄化槽流入配管を撤去、既存浄化槽は現状のまま利用するとの記載があります。 ・該当する配管位置を御教示いただけますでしょうか。 ・今回建屋面積により、浄化槽必要能力が変わることが懸念されますが、あくまでも浄化槽は既存利用という前提で宜しいでしょうか。 ・市河川課との打合せ時は、水質・放流量が問われることになると思います。現浄化槽の仕様・能力計算書についてご開示いただけますでしょうか。	前段については、別紙3-7-1のP19,20、別紙3-7-2のP11,12、別紙3-7-3のP14,17を参照して下さい。中段については、既存施設の一部解体により、人槽算定用の床面積等は減少しますが、現状の使用水量等から既存利用が可能だと判断しております。後段の水質・放流量は、放流水質:20mg/l、処理能力:110m ³ /日であり、仕様等は、ばっき方式、2,100人槽(鉄筋コンクリート造)ですが、詳細については、「沼津市民文化センター(仮称)合併処理設備工事 完成図書」を沼津市情報公開条例に基づき、開示請求してください。
114	46	3	7.	(2)	9)		a	b	移設建築物(防災倉庫)	「市防災倉庫」「御幸町防災倉庫」の移設までをPFI事業者が担当し、移設後の管理責任は負わないとの理解で宜しいでしょうか。もしくは管理運営に関する業務についても、PFI事業者側の担当となりますでしょうか。	PFI事業者が移設までを担当し、移設後の管理責任は負いません。
115	46	3	7.	(2)	10)		a		移設建築物(防災倉庫)	市民文化センター建築敷地の範囲はエリア4と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
116	46	3	7.	(2)	10)		a		移設建築物(防災倉庫)	市防災倉庫の移設位置は、東エリアの市民文化センター建築敷地以外の「維持管理・運営業務範囲外」としてもよろしいでしょうか。	市防災倉庫の移設位置は、「維持管理・運営業務範囲外」ではなく、エリア5、6、7の範囲としてください。(P18 図表3-2-2 計画地のエリア構成参照)
117	46	3	7.	(2)	10)		a		移設建築物(防災倉庫)	市防災倉庫の移設位置の協議時期は契約後と考えてよろしいでしょうか。	移設位置については、提案とします。協議により位置を決定するとしている要求水準書(案)を修正します。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
118	46	3	7.	(2)	10)		b		移設建築物(防災倉庫)	御幸町防災倉庫の移設位置は、東エリアの市民文化センター建築敷地以外の「維持管理・運営業務範囲外」としてもよろしいでしょうか。	御幸町防災倉庫の移設位置は、「維持管理・運営業務範囲外」ではなく、エリア5、6、7の範囲としてください。(P18 図表3-2-2 計画地のエリア構成参照)
119	46	3	7.	(2)	10)		b		移設建築物(防災倉庫)	御幸町防災倉庫の移設位置の協議時期は契約後と考えるとよろしいでしょうか。	移設位置については、提案とします。協議により位置を決定するとしている要求水準書(案)を修正します。
120	46	3	7.	(2)	9)		b		移設建築物(防災倉庫)	移設建築物(防災倉庫)の移設先で“東エリアの市民文化センター敷地以外に移設すること”との記述があります。市民文化センター敷地とは業務要求水準書(案)p18のエリア構成のうち、エリア4であると考えて宜しいでしょうか。また移設先はエリア5～7に事業者提案を行うものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
121	47	3	7.	(2)	10)		c		同報無線屋外子局	建設に伴う移設は、工事範囲にあたらなければ不要と考えると宜しいでしょうか。新築する建物による無線障害がでる場合はございますでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。後段については、無線は、市役所庁舎より送信されることになり、同報無線屋外子局との距離が近いので、障害はでない可能性が高いと考えております。
122	47	3	7.	(2)	10)		d		別紙3-7-6 樹木位置図	「別紙 3-7-6 樹木位置図」の図面及び樹木リスト中に樹高の表記がありませんが、樹高が分かる資料をご提示ください。	樹高を示す資料はありません。
123	47	3	7.	(2)	12)		b		連絡通路	連絡通路を設置する場合、河川の占有許可の取得が必要と考えるとよろしいでしょうか。	河川の占有許可は不要ですが、市河川課と協議は必要となります。
124	47	3	7.	(2)	12)		b		連絡通路	連絡通路設置の河川の占有許可の取得が必要な場合、河川の占有料は発生しないものと考えてよろしいでしょうか。	河川の占有許可は不要であり、占有料は発生しません。
125	48	3	7.	(2)	15)		a		その他の計画	国道414号のバス停留所付近は道路区域から建物等を2.5mセットバックすることの記載がありますが、「バス停留所付近」の範囲をご教示ください。	回答資料5をご参照ください。
126	50	4	2.	(1)	1)				電波障害状況	電波障害調査は本工事、障害がある場合の対策費は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	障害が生じた場合の対策費は事業者の負担とします。
127	50	4	2.	(1)	2)		a		工事損害調査	地盤変動影響について調査を行うとなっておりますが、調査の内容、範囲などを、具体的にお示しください。	工事等により周辺家屋に影響を及ぼす恐れが考えられる範囲について、事業者の判断により実施していただくこととなります。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
128	51	4	2.	(1)	3)		a		その他調査	PFI事業者が行った追加地盤調査により、プロポーザル時の基礎等の設定を変更する必要が生じた場合、事業内容の変更についてご協議いただけるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
129	57	5	2.	(2)					器具備品設置業務	別紙5-2-2記載のメーカーや品番は参考であって、同等品であれば民間事業者からの提案によるとの理解で良いですか。	ご理解の通りです。
130	57	5	2.	(2)			c		器具備品設置業務	器具備品の調達方法につきまして、リース方式も可能となっておりますが、リース方式の場合、貴市に所有権を移転する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
131	57	5	2.	(2)			c		器具備品設置業務	器具備品の調達をリース方式で行った場合でも、当該費用は、サービス購入費A(施設整備費相当部分)から支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	リース方式による調達分については、サービス購入費Cによる支払いとします。
132	57	5	2.	(2)			c		器具備品設置業務	既存施設からの器具備品の移設についてはPFI事業者で行う。とのことですが、移設のタイミングを教えてくださいいただけますでしょうか。	事業者と市の協議により決定します。なお、既存施設は新市民体育館の開館をもって閉館します。
133	57	5	2.	(2)					器具備品設置業務	トレーニングルームに設置するトレーニングマシン等の選定、調達、設置は事業者の提案と考えておりますが、参考までに現市民体育館に設置なさっているトレーニング機器一覧(数量記載のもの)をご開示いただけますでしょうか。	現市民体育館に設置のトレーニング機器一覧及びレイアウト図のとおりです。 回答資料3をご参照ください。
134	62	7	2.	(1)	4)				予約システム整備業務	現体育館を利用する団体、サークル等(一般団体含む)の登録数が分かりましたらお示しください。	現市民体育館・勤労者体育センター・香陵武道場に利用登録している団体数は538団体です。
135	62	7	2.	(1)	4)				予約システム整備業務	利用者の利便性を考えると現行システムに統合するのが望ましいと考えますが、なぜ、別システムの整備が必要なのでしょうかとご教示ください。	電子マネーによる利用料金の徴収等、現行システムでは対応できない新たな機能の導入を想定しているためです。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
136	62	7	2.	(1)	4)		a		予約システム整備業務	現在登録している団体、サークル等の新予約システムへの登録移行は必要ですか。	全ての団体に新規登録していただく予定です。
137	62	7	2.	(2)	1)		b		パンフレット等の作成	市が作成されるパンフレットがございましたらご教授ください。	パンフレット等の作成は、PFI事業者の業務に含まれます。
138	63	7	2.	(2)	2)				開業前の利用受付	現在沼津市の他施設の予約方法の時期(利用日の何か月前からの申し込み等と合わせなくとも問題ございませんでしょうか？	要求水準書(案)「別紙9-3-2 予約受付の方法」に記載の時期に合わせて設定してください。
139	63	7	2.	(3)	1)				開館式典及び内覧会	市が行われる事を、ご教授頂けますでしょうか？	現在は想定しておりません。事業者の提案等により準備から協力します。
140	65	8	1.	(3)	2)				維持管理業務担当者の配置	維持管理業務担当者は複数人の配置が必要でしょうか？	配置人数は、事業者にて提案してください。
141	65	8	1.	(4)	1)		a		基本業務計画書	基本業務計画書の提出は、新市民体育館・新駐車場及び外構の引渡し日が異なりますが個別の計画書提出作成及び提出でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
142	65	8	1.	(4)	2)		a		年度業務計画書	年度業務計画書の提出は、新市民体育館・新駐車場及び外構の引渡し日が異なりますが個別の計画書提出作成及び提出でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
143	66	8	1.	(5)	4)		a		年度業務報告書	年度報告書の中で、備品の状態とありますが消耗品の報告まで含まれるでしょうか？	消耗品については報告不要です。
144	66	8	1.	(7)			a		モニタリングの実施	年度業務報告書に基づきモニタリング実施とありますが、実施頻度は年1回でしょうか？	年1回に限らず、必要に応じて実施します。詳細は入札公告時に公表します。
145	66	8	1.	(8)			c		事業終了時の対応	検査においては、同項aに記載されているとおり、性能及び機能を満足していれば経年による劣化は許容され不備とは認められず、修繕は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	性能及び機能を満足する限りにおいては、経年における劣化については修繕の必要はありません。
146	67	8	2.	(1)	1)		a		業務の対象	屋外に設置予定の防災備蓄倉庫(要求水準書(案)P46 9)移設建築物(防災倉庫)の保守管理は業務対象外でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
147	71	8	2.	(4)	3)	①	c		廃棄物処理業務	産業廃棄物処理発生の場合の排出事業者は沼津市でよろしいでしょうか？	PFI事業者が行う事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項で定める廃棄物に当たるものは原則としてPFI事業者処理して頂く必要があります。
148	73	8	2.	(5)	3)		a		環境衛生管理業務	記載のある「管理計画」は具体的に何の管理計画を指しますか。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20条)に基づき、新市民体育館を維持管理するための計画であり、業務計画書またはそれに付随する書類を指します。
149	73	8	2.	(6)	3)				警備業務要求水準	警備方法は機械警備が原則となっていますが、必要に応じて有人警備となっています。必要に応じての具体的な解釈をお示しください。警備場所、人数など。大会、イベント時も同等のご解答をお願いします。	警備業務は、利用者の安全を守り、サービス提供に支障が出ないようにするために実施いただくものです。事業者の判断で提案してください。
150	76	8	2.	(10)					長期修繕計画策定業務	長期修繕計画の策定につきましては、建物竣工時から何年分の計画を策定する想定でしょうか。	建築物の構造等に合わせたライフサイクルを設定していただき、それを長寿命化するように策定してください。
151	76	8	2.	(10)	2)				長期修繕計画策定業務	策定する長期修繕計画は何年間の計画を想定していますか。	質問No.150の回答をご参照ください。
152	78	9	1.	(3)	3)				駐車場責任者の配置	駐車場責任者は維持管理業務責任者の配下ではダメなんでしょうか	新市民体育館及び市民文化センターの予約状況やその利用内容など、運営業務との関係が深い業務であると考え、円滑な業務連携には運営業務責任者の配下であることが望ましいとの考えから、運営業務責任者の下に配置を想定しています。維持管理業務責任者の配下とする場合は、その理由も含めて提案してください。
153	79	9	1.	(8)			a		光熱水費の取扱い	光熱水費はPFI事業者の負担となっておりますが、電気・ガス・上下水道に関する供給契約は、PFI事業者が行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。下水道は供用区域外であるため、供給契約対象外です。
154	79	9	1.	(8)			a		光熱水費の取扱い	電気・ガス・上下水道に関する供給契約をPFI事業者が行う場合、その契約は、SPCではなく、実際に光熱水費を負担する運営業務担当企業でも宜しいでしょうか。	契約はSPCが当事者としてください。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
155	79	9	1.	(8)			a		光熱水費の取扱い	「光熱水費は、電気料金、ガス料金、上水道料金及びそれに類する料金」とありますが、インターネット等の通信費は、光熱水費に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	通信費は光熱水費には含まれません。
156	79	9	1.	(8)			a		光熱水費の取扱い	光熱水の供給元となる事業者はPFI事業者が選定する認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
157	79	9	1.	(8)			b		光熱水費の取扱い	供用開始から3年目まではPFI事業者の提案とありますが、3年目までとは、年度で考えず、供用開始の月から36か月後の認識で間違いはないでしょうか？	ご理解の通りです。
158	79	9	1.	(8)			b		光熱水費の取扱い	供用開始から3年目までは原則としてPFI事業者の提案金額に基づくとありますが、3年間は提案金額より実績の差額を精算しない認識で間違いはないでしょうか？	ご理解の通りです。
159	80	9	2.	(1)	2)	①			施設運営	開館時間、閉館時間を前後に延長することは可能ですか。	開館及び閉館時間については、近隣住民の配慮を第一に考えており、合意形成が図れるのであれば対応は可能と考えます。 詳細な条件は、入札公告時に公表します。
160	80	9	2.	(1)	2)	①			開館時間	開館時間については「別紙9-2-1 利用時間区分の考え方」に基づき、PFI事業者が提案とありますが、記載の開館時間を超えての提案は不可能という理解でよろしいでしょうか。	質問No.159の回答をご参照ください。
161	80	9	2.	(1)	2)	②			施設運営	入出場の時間を前後に延長することは可能ですか。	入出場の時間については、近隣住民の配慮を第一に考えており、新市民体育館等の利用に応じた変更は市の承認を必要とする事項とすることを予定しており、基本的には変更は認めません。
162	80	9	2.	(1)	2)	②			施設運営	駐車は24時間営業は可能ですか。	入出場時間を24時間とすることは認めません。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
163	80	9	2.	(1)	2)	②			新駐車場	供用の時間と入出場の取り扱いの時間について記載されていますが、供用と入出場の違いをご教授いただけますでしょうか。	「供用の時間」は、新駐車場内に車両を駐車できる時間のことであり、「入出場の取り扱い」時間は、新駐車場から車両を出し入れできる時間のことです。例：午前0時から午前7時までは駐車しておくことはできて、出場することはできません。
164	80	9	2.	(1)	3)	②			新駐車場	駐車場は年中無休となっていますが、駐車場責任者および担当者も開場中は必ず配置が必要でしょうか。	常駐義務はありませんが、トラブル等への初動を含む必要時に対応できる体制を確保してください。
165	80	9	2.	(1)	3)	②			駐車場営業期間	②新駐車場は年中無休とありますが、工事期間中の仮設駐車場の営業については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。それとも管理運営を含めて事業対象外と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)P38「第3 6. (2) 1) ②(f)」に示す、工事期間中に西エリアにおいて一般車用200台程度及び公用車81台分の駐車場について、現沼津市営香貫駐車場で確保する場合の維持管理・運営業務は本事業の対象範囲外です。その他で確保する場合は、具体的内容を提示のうえで市と協議が必要です。
166	80	9	2.	(2)					利用形態と予約の考え方	(図表9-2-1)の、市専用利用・市体育協会専用利用の頻度をご教授頂けますでしょうか？	頻度については、要求水準書(案)「別紙9-3-1」をご参照ください。
167	80	9	2.	(2)					施設運営	撮影利用での貸出しは可能でしょうか。(夜間含む)	所定の利用料を支払うことで、撮影利用での貸出しは可能です。夜間については、開館時間内の利用であれば可能ですが、時間を延長して貸し出すことはできません。
168	82	9	2.	(4)					利用料金の減免の取扱い	現在想定できる減免の対象となる利用の回数をご教示ください。また減免に係る原資は事業者の負担となりますか	平成29年度の市民体育館の利用料金減免の実績は、免除4件、1/2減額5件、3/10減額0件です。上記実績を参考としてください。減免に係る原資は事業者の負担となります。
169	82	9	2.	(4)					利用料金の減免の取扱い	「別紙9-2-3」ご記載の料金減免にかかる、貴市および関連団体が開催予定の主催事業について、年間の数量(内容、主催団体、開催予定数、時間)を実施する諸室ごとに、また、全額免除か半額免除か30%免除のどれにあたるのかをご開示ください。併せて、現市民体育館で開催された実績(内容、主催団体、開催予定数、時間)についても一覧をいただけますでしょうか。	質問No.168の回答をご参照ください。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
170	83	9	3.	(1)	2)	①	a	a)	個人利用に関する主な業務	退場者からの利用券の回収とありますが、都度ごとに領収書を発行する必要がありますか。	原則、利用料金を受領した際は領収書(レシート)を発行してください。
171	84	9	3.	(1)	3)	②	b		優先予約B	優先予約Bの、「(c)PFI事業者が自由提案事業として開催する教室」は、「別紙9-3-2予約受付の考え方」「2.優先予約枠の考え方」の、「[凡例]赤色の枠:「PFI事業者」優先利用枠の活用が可能との理解でよろしいでしょうか。「(b)市、市体育協会、地域スポーツ団体が開催する教室」は、「[凡例]白色の欄:一般(団体・個人・教室・その他)利用枠の活用を想定されているのでしょうか。PFI事業者が自由提案事業として提案可能な時間枠の設定は、入札価格にも大きな影響のある要因となりますので、市の前提条件や考え方についてご提示ください。	ご理解の通りです。
172	85	9	3.	(4)	1)		g		広告・宣伝業務	市の施策や主催する事業等の広告は年間で何回程度実施するか、回数が分かりましたらお示ください。	市の求めに応じて実施していただきます。
173	86	9	3.	(5)	1)		i		駐車場運営	賠償責任保険等の補償内容に関し最低基準がありましたらお示ください。	入札公告時に公表します。
174	89	9	3.	(9)					期間終了後の引継業務	備品・什器・機材等をリースにて調達している場合、貴市への引継ぎに当たり、リース契約を引継ぐものとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.130の回答をご参照ください。
175	90	10							自由提案事業	自由提案事業は大きな加点対象となるのでしょうか。	加点対象とする予定です。配点は、入札公告時に公表します。
176	90	10	1.	(2)	1)				自由提案事業	【例】a)にスポーツ教室がありますが、要求水準書P88スポーツ振興事業推進業務「2)スポーツ教室事業」との違い(使用料、利用者料金などの提案にあたっての市が設定する前提条件等)についてご教示ください。	スポーツ振興事業推進業務はこれまで市が市民体育館で実施してきたスポーツ事業の代替となるものです。スポーツ振興事業推進業務については、これまでの市の事業の内容や料金設定を踏まえて同等のものを実施していただきます。それ以外に実施するスポーツ教室については、自由提案事業となります。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
177	90	10	1.	(2)	1)				自由提案事業	「要求施設において、本書で求める事業で使用する時間帯、諸室等以外を利用して」とありますが、 【例】aのスポーツ教室を実施する場合、 ①自由提案事業のスポーツ教室の実施時間帯・諸室の設定は、民間事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。 ②要求水準書P88のスポーツ振興事業推進業務「2)スポーツ教室事業」として市が求める具体的な内容(講座内容や時間数等)があればご提示ください。	①については、ご理解の通りです。 ②については、別紙9-3-1をご参照いただき、民間事業者にてご提案ください。
178	90	10	1.	(2)	1)				自由提案事業	「要求施設において、本書で求める事業で使用する時間帯、諸室等以外を利用して」とありますが、自由提案事業のスポーツ教室を実施する時間帯・諸室の設定は、民間事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
179	90	10	1.	(2)	1)				自由提案事業	【例】aのスポーツ教室の場合は、要求水準書P91「(5)行政財産の使用許可と使用料」の項目の、「土地や施設を目的外使用する場合」にはあたらないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
180	90	10	1.	(2)	1)				自由提案事業	【例】aの事業者が主催する大会・イベントがスポーツに関連するものである場合は、要求水準書P91「(5)行政財産の使用許可と使用料」の項目の、「土地や施設を目的外使用する場合」にはあたらないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
181	90	10	1.	(2)	1)				自由提案事業	【例】a～eのそれぞれに関して、要求水準書P91「(5)行政財産の使用許可と使用料」の、「土地や施設を目的外使用する場合」にはあたる場合と、あたらない場合の前提条件についてご教示ください。	自由提案事業の照会時に、事業者の提案内容に応じて市が判断します。
182	90	10	1.	(2)	1)				自由提案事業	【例】aのスポーツ教室の場合は、施設の利用料は全額免除との理解でよろしいでしょうか。(別紙9-2-3沼津市体育施設の使用料減免に関する内規の別表「7.その他市長が特別な理由があると認めるとき」にあたり、「1. スポーツ振興課・特定非営利活動法人沼津市体育協会が主催する自主事業に使用するとき」の基準に準じた額との理解でよろしいでしょうか。)	各諸室を利用する際の所定の利用料金をPFI事業者自らに支払って事業を実施してください。 別紙9-2-3沼津市体育施設の使用料減免に関する内規には該当しません。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
183	90	10	1.	(2)	1)				自由提案事業	【例】aの事業者が主催する大会・イベントがスポーツに関連するものである場合は、施設の利用料は全額免除との理解でよろしいでしょうか。(別紙9-2-3沼津市体育施設の使用料減免に関する内規の別表「7.その他市長が特別な理由があると認めるとき」にあたり、「1. スポーツ振興課・特定非営利活動法人沼津市体育協会が主催する自主事業に使用するとき」の基準に準じた額との理解でよろしいでしょうか。)	各諸室を利用する際の所定の利用料金をPFI事業者自らに支払って事業を実施してください。別紙9-2-3沼津市体育施設の使用料減免に関する内規には該当しません。
184	90	10	1.	(2)	1)		b		自由提案事業	「要求施設の一部を利用した広告宣伝」とありますが、例えば要求施設の壁面を利用した場合でもその使用料は、「91P(5)行政財産の使用許可と使用料」に記載の行政財産の使用料と同じでしょうか。	広告事業については、別途入札公告時に使用料を提示します。
185	91	10	1.	(5)					自由提案事業	図表10-1-1の区分に示される施設を設置する場合は、行政財産の使用料は発生しないという認識でよろしいでしょうか。	入札公告時に公表します。
186	91	10	1.	(5)					行政財産の使用許可と使用料	「a土地の借地料＝当該年度の固定資産税評価額/㎡×貸付面積×2/100」とありますが、自由提案施設事業を実施する企業の参画の可否や事業内容等を検討する上で必要となりますので、固定資産税評価額の参考値をご提示ください。自由提案施設事業の提案内容は建築計画にも大きく影響しますので、入札公告時より前のご提示をお願いします。	入札公告時に提示します
187	-									既存市民文化センターの構造図をご開示いただけますでしょうか。	構造図については、「(仮称)沼津市民文化センター新築工事 構造設計図」を沼津市情報公開条例に基づき、開示請求してください。
188	-								業務要求水準書(案)	(案)とあるが、今後、対話等で変更となることが想定されているのか。その場合に予算等に影響が出るが、その場合の対応はどのようなのか。	確定した「要求水準書」は、入札公告時に公表します。市は「要求水準書(案)」からの変更点について、事業費を増減して予算に反映します。
189	別紙 1-4-1									図面が不鮮明ですので、「維持管理・運営業務範囲外」の範囲をご教示ください。	市民文化センター建築物とその周辺、浄化槽、浄化槽機械室、無限空間モニュメント、及び図表3-2-2に示すエリア8となります。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
190	別紙 1-4-1									市民文化センターの浄化槽の地上部は、第3分団詰所と同じく、舗装若しくは緑化するものと考えてよろしいでしょうか。	現状のままとしてください。
191	別紙 3-2-2								河川付替え工事設計図	10/31公表の当該資料ですが、作図検討用に図面データおよび耐荷重に関する資料についてもご開示いただけますでしょうか。	現時点では工事入札公告前のため、開示できません。
192	別紙 3-2-6								インフラ整備現況図	電力引込について、西エリアと東エリアは別引込可能と考えてよろしいでしょうか。 同一敷地で一引込とする場合は、既存市民文化センターの契約電力をご教授いただけますでしょうか。	前段の電力引込みについては、電気事業者にお問い合わせください。 後段の契約容量は、720kWです。
193	別紙 3-5-1								内線電話端子	電気設備の項目に電話設備がありませんが、『新市民体育館の必要諸室の仕様』に内線電話端子の記載がある室に配管対応すれば宜しいでしょうか。機器及び配線は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	機器及び配線もPFI事業者が整備してください。機器の設置場所は提案によります。
194	別紙 4-2-1-1									基本設計完了時提出物のうち、透視図は、西側鳥瞰図1枚、東側鳥瞰図1枚、新市民体育館外観図1枚、新駐車場(立体部)外観図1枚、新市民体育館内観図1枚の合計5枚と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に公表します。
195	別紙 4-2-1-1									CADデータの提出形式は、提出物に応じて最適なものの1種類の形式のものを提出すると考えてよろしいでしょうか。	図面データはオリジナルデータの形式、dxf、pdfのすべての形式のものを提出してください。別紙4-2-1を修正します。
196	別紙 4-2-1-1									基本設計完了時提出時の電子納品について、方法をご教示ください。	基本設計完了時提出物をCD-R又はDVD-Rで提出してください。
197	別紙 4-2-1-2									実施設計完了時提出物のうち、透視図は、西側鳥瞰図1枚、東側鳥瞰図1枚、新市民体育館外観図1枚、新駐車場(立体部)外観図1枚、新市民体育館内観図1枚の合計5枚と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に公表します。
198	別紙 4-2-1-2									CADデータの提出形式は、提出物に応じて最適なものの1種類の形式のものを提出すると考えてよろしいでしょうか。	図面データはオリジナルデータの形式、dxf、pdfのすべての形式のものを提出してください。別紙4-2-1を修正します。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
199	別紙 4-2-1-2									実施設計完了時提出時の電子納品について、方法をご教示ください。	実施設計完了時提出物をCD-R又はDVD-Rで提出してください。
200	別紙 4-2-1-2									設計業務に関する要求水準に記載がありませんが、敷地高低測量図、敷地測量図、真北測量図の提出は必須でしょうか。業務のうち事前調査業務に含まれるものと考えてのでしょうか。	必須です。事前調査業務に含まれます。
201	別紙 4-2-1-3								別紙提出図書一覧(5) 数量調書	数量積算書はPFI事業であり、数量積算は官積算(公共建築工事積算基準による数量積算)によらないものと考えて宜しいでしょうか。	官積算によるものでも、官積算によらないものでもかまいません。
202	別紙 9-2-2		1.	(1)					基本料金	専有で利用する利用料金は、市内・市外料金の設定はあるでしょうか？もしくは提案になるでしょうか？	市内・市外の料金設定は事業者の提案とします。
203	別紙 9-2-4-2	3		(1)					減免基準	市の責による理由で1時間を超えた場合は全額減免とありますが、事業者に対して減免された金額は補填されるのでしょうか？	減免された金額は補填しません。
204	別紙 9-3-1-1		1.	(1)					稼働率	稼働率の計算の考え方をお示してください。	諸室別に午前・午後・夜間の3コマに区分し、実際に利用のあったコマ数を利用可能コマ数(365日-休館日)で割ったものです。
205	別紙 9-3-1-1		1.						利用実績	現市民体育館を利用する団体、サークル等(一般団体含む)の年間予約数や利用状況の詳細が分かりましたらお示してください。	要求水準書(案)「別紙9-3-1-1～10」をご参照ください。
206	別紙 9-3-1-1		1.						利用実績	現市民体育館を利用する減免団体の年間予約数や利用状況の詳細が分かりましたらお示ください。	質問No.168の回答をご参照ください。
207	別紙 9-3-1-3		1.	(3)					大会等開催状況	大会開催状況の主催や共催をお示してください。	質問No.168及びNo.210をご参照ください。
208	別紙 9-3-1-11		2.	(1)					稼働率	稼働率の計算の考え方をお示してください。	質問No.204の回答をご参照ください。
209	別紙 9-3-1-11		2.						利用実績	勤労者体育センター・香陵武道場を利用する団体、サークル等(一般団体含む)の年間予約数や利用状況の詳細が分かりましたらお示ください。	要求水準書(案)「別紙9-3-1-11～15」をご参照ください。

業務要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
210	別紙 9-3-1-11		2.						利用実績	勤労者体育センター・香陵武道場を利用する減免団体の年間予約数や利用状況の詳細が分かりましたらお示してください。	平成29年度の勤労者体育センター・香陵武道場の利用料金減免の実績は、免除3件、1/2減額12件、3/10減額3件です。
211	別紙 9-3-1-12		2.	(3)					大会等開催状況	大会開催状況の主催や共催をお示してください。	質問No.168及びNo210をご参照ください。
212	別紙 9-3-2-1		1.						優先予約A	「優先予約Aは、利用前年度の10月1日から受付を開始し、11月末日に決定する」とあります。要求水準書P6に新市民体育館の供用開始は2023年1月供用開始とありますが、2022年度(2023年1月～3月)分の予約は、前年度(2021年)10月1日から受付を開始し、11月末日の決定が必須でしょうか。初年度の3ヶ月分については予約時期の設定の変更をご検討ください。	2022年度(2023年1月～3月)分の優先予約Aは、市が2021年10月に受付開始、11月末日に決定を行います。
213	別紙 9-3-2-1		1.						優先予約B	「優先予約Bは、利用前年度の12月1日から受付を開始し、翌年の1月末日に決定する」とあります。要求水準書P6に新市民体育館の供用開始は2023年1月供用開始とありますが、2022年度(2023年1月～3月)分の予約は、前年度(2021年)12月1日から受付を開始し、翌年(2022年)1月末日の決定が必須でしょうか。初年度の3ヶ月分については予約時期の設定の変更をご検討ください。	2022年度(2023年1月～3月)分の優先予約Bは、市が2021年12月に受付開始、翌年の1月末日に決定を行います。
214	別紙 9-3-2-2		2.	(1)					PFI事業者優先利用枠	凡例の赤色の欄のPFI事業者優先利用枠は、自由提案事業の提案が可能であり、白色の欄の一般(団体・個人・教室・その他)利用枠では、自由提案事業の提案は不可との理解でよろしいでしょうか。	凡例による色分けは、概ねの優先利用区分を示したものです。一般利用者と同様にSPCとして利用枠申請すれば、劣後で利用が可能です。

※ページ番号及び該当項目は適宜修正しています